



今月のテーマ

相続時精算課税制度について

過去のTaxNewsにおいて贈与税の特例計算を何回かご紹介してきました。それらの特例計算は、例えばNo.034で取り上げた居住用財産の贈与に関する特例のように、制度の目的に沿った贈与について適用されるものでした。これに対して相続時精算課税は適用対象となる財産に制限はなく、比較的自由に使うことができる特例です。ただし、この制度独特の注意点もあるため事前に十分な検討が必要となります。今回は相続時精算課税制度についてご紹介いたします。

1. 相続時精算課税

(1) 内容

相続時精算課税は、父母や祖父母から子や孫に対して行われる贈与について選択できる特例です。贈与時点で一旦贈与税を納めることになりますが、贈与者が亡くなった際には、その贈与された財産は他の相続財産に加算して相続税を計算し、既に支払った贈与税を控除して残りの相続税を納めることになります。つまり贈与された財産は贈与税ではなく、最終的には相続税がかかることになります。

(2) 適用対象者

相続時精算課税を選択することができる贈与は、次の要件を満たす贈与者と受贈者の間で行われた贈与です。

- ① 贈与者が、贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母であること
 - ② 受贈者が、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、贈与者の推定相続人又は孫であること
- ※推定相続人とは、相続が発生した場合に被相続人の遺産を相続することになる人をいいます。

(3) 適用対象財産

相続時精算課税の適用対象となる贈与財産(以下、適用対象財産)については種類や金額に制限はありません。

(4) 届出書の提出

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、提要を受けることを決めた最初の贈与があった年の翌年2月1日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対して[相続時精算課税選択届出書](#)と所定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

(5) 贈与税の計算

特別控除限度額2,500万円までの贈与について贈与税は課税されませんが、特別控除限度額を超えた贈与については一律20%の税率により贈与税が課税されます(具体例は[こちら](#))。また、毎年2月16日から3月15日の申告期限内に申告書を提出することができない場合、特別控除額をマイナスすることはできませんので適用対象財産の総額に20%の税率を適用した贈与税が課税されることになります。

(6) メリット

- ① 通常の贈与(暦年課税)や他の贈与の特例と違って細かい制約がなく、一定の贈与税率で多額の贈与ができます。
- ② 贈与者の将来の財産総額が相続税の基礎控除以下である場合に相続時精算課税を選択すると、結果として贈与税・相続税はかからないので、贈与税と相続税の節税効果が見込めます。
- ③ 賃貸物件のように将来的に収益を生み出す財産の贈与に相続時精算課税を適用することで、贈与時の税負担を回避しつつ、相続税の対象となる将来の収益相当の財産を移転することができます。

2. 注意事項

(1) 課税方法の変更不可

例えば父からの贈与について相続時精算課税を選択した場合、それ以降に行われる父からの贈与について暦年課税により計算することはできず、必ず相続時精算課税の方法により贈与税を計算しなければなりません。

(2) 贈与時の価額で固定

父からの贈与について相続時精算課税を選択し、その後父の相続が発生した場合、適用対象財産を相続財産に加算して相続税を計算することになります。ここで加算される金額は、適用対象財産の相続発生時の時価ではなく贈与を申告した際の金額となります。例えば贈与申告時の金額が2,000万円の財産について相続精算課税を選択し、相続発生時の同財産の時価が100万円に下落していたとしても、相続税の計算上は2,000万円の財産として取り扱われます。時価の変動が見込まれる財産について相続時精算課税を選択する時は事前に十分な検討が必要です。